様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

# 科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　５ 年　６ 月 １７ 日現在

機関番号：３７１０５
研究種目：若手研究
研究期間：2019～2022
課題番号：１９Ｋ１３５２５

研究課題名（和文）国際人権法の神殿構造の解体－普遍性の仮想から間主観的確信へ－

研究課題名（英文）De-(/Re-)construction of the Temple Structure of the Universal Declaration of Human Rights: From Hypothetical to Intersubjective Universality

研究代表者
根岸　陽太（Negishi, Yota）

西南学院大学・法学部・准教授

研究者番号：５０８１５９８３

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、世界人権宣言を基礎とする国際人権法が世界を貫く暴力原理に対抗する法体系として普遍性を有するかを問い直すことを目的とした。その手段として現象学との接合を図り、客観主義的な国際法学の普遍性認識を問い直し、国際法律家の主観的かつ相対的な意識（志向性）が生活世界の地盤を経由する方途を解き明かした。この現象学的国際法の理論枠組を応用し、移民・難民の権利、先住民族の権利、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と人権、人種差別、ロシア・ウクライナ危機などの様々な具体的問題に取り組んだ。その成果は、国内外学会での口頭報告、全国規模の学会雑誌、査読つき国際雑誌、編著への寄稿などに結びついた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究の学術的意義は、国際法学において従来検討されてこなかった現象学の知見を導入することで、国際法律家が人間として持ち合わせる生活世界の諸要素（意識・身体・感情など）を俎上に載せたことにある。第三者視点から理念的に説明しようとする伝統的な枠組では、これらの主観的かつ相対的な要素を捨象して眼前の社会的危機（難民、感染症、戦争など）を説明しようとすることで、人間的生の現実とは乖離した説明に陥りがちであった。これに対して、本研究の現象学的視角は、それらの危機において被害を受ける人間的生を一人称視点から把握することで、真の意味で国際（人権）法学を実証的学問へと鍛え上げる道筋を提示した。

研究成果の概要（英文）：This research reassesses the universality of the international human rights law, based on the Universal Declaration of Human Rights, as a legal system that counters the pervasive violence in the world. As a means to achieve this, it sought to combine phenomenology and challenge the objectivist understanding of international law, shedding light on how the subjective and relative consciousness (intentionality) of international lawyers permeates the lifeworld. By applying the theoretical framework, this research addressed various specific issues such as the rights of immigrants and refugees, the rights of indigenous peoples, the relationship between COVID-19 and human rights, racial discrimination, and the Russia-Ukraine crisis. The outcomes of this research were presented orally at domestic and international conferences, published in national academic journals, peer-reviewed international journals, and contributed to edited volumes.

研究分野：国際法

キーワード：国際法　人権　世界人権宣言　現象学　移民・難民　感染症　先住民族　戦争

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## １．研究開始当初の背景

本研究は、世界人権宣言を基礎とする「国際人権法が世界を貫く暴力原理に対抗する法体系として普遍性を有するか」を問い直すことを出発点とした。これまで形而上学的な個人像を措定する普遍主義とそれに対抗する相対主義の相克が繰り返されてきたが、ともに暴力原理を抑え込む普遍性を確立するに至っていない。一方では、世界人権宣言が措定している「理性と良心を備えた差別なき個人」像には、近代西洋の啓蒙主義において認識の絶対的起点とされてきた理性がある。その世界観は客観的な理性の名の下に、非理性的とみなしたものを恣意的に判別する独断論を強要することにつながり、世界を貫く暴力原理に対抗するどころかそれを助長さえする。実際に、上記のような国際人権法の文脈における普遍主義は、西洋の内外から様々なバリエーションを持つ相対主義による批判に晒されてきた。しかし、相対主義は国際人権法の文脈における普遍主義が隠し持つ政治性を暴き出すことに成功したが、結局のところ普遍的な国際人権法の存在・認識・言語化の不可能性を唱えることに帰着し、その主張は主観的かつ相対的な妥当性に留まっている。

## ２．研究の目的

そこで本研究は、国際人権法の普遍性が客観性と主観性の両者によって支えられるという「間主観的確信」が成立する条件を解明することで、様々な理説の対立を調停しつつ普遍性を創出する新たな認識枠組を構築することを目指した。

このような認識問題に関するメタ理論を構築することで、信念対立を解消させるための土壌を醸成することが可能となり、世界を貫く暴力原理の抑制に向けた未踏の道筋に光が当てられることになる。

## ３．研究の方法

本研究は、国際法学では従来検討されてこなかった現象学との接合を図った。具体的には、国際法が事実として「存在する」客観的物質というわけではなく、生活世界の地盤を経由して「構成する」国際法律家の主観的かつ相対的な意識（志向性）に密接に関わるという点を明らかにするために、現象学的還元と呼ばれる手法を国際法学に導入した。

このように生活世界を経ることで、国際法（学）が①理性的かつ能動的な営みである言語的コミュニケーション（間主観性）によって成立するだけでなく、むしろその前提として、②感性的かつ受動的な営みである前言語的＝身体的コミュニケーション（間身体性）が作用していることが判明する。さらに、このようなコミュニケーションは、共時的な共同体だけでなく、それを超えて③歴史や伝統の連鎖によって通時的な世代性の位相に支えられていることも分かる。

このように本研究では、①静態的（static）現象学、②発生的（genetic）現象学、③世代的（generative）現象学の三層構造を踏まえつつ、国際（人権）法（学）における信念対立の解消に向けた新たな理論枠組を提示した。

## ４．研究成果

最初の成果として、本研究が方法論として掲げる現象学につき、客観主義的な国際法学の普遍性認識を問い直し、国際法律家の主観的かつ相対的な意識（志向性）が生活世界の地 盤を経由する方途を解き明かした（論文：国際法『学の危機と超越論的現象学』）。

この方法論を法源論に当てはめて、伝統的な国際法形成のあり方を問い直すボトムアップの逆推論過程を示し、これまで構造的に締め出されてきた多種多様な要素を国際立法に包摂し直す可能性も切り開いた（論文：「慣習国際法と強行 規範に関する国際法委員会「結論」）。

また、国際法律家の能動的志向性より以前に働いている受動的志向性（間身体性）を捉え、身体や欲望・感情が国際法の形成や実施に与える影響についても考察した（論文（公表予定）：The Phenomenological Embodiment of International Lawyers）。

さらに、本課題が国際法と現象学を架橋するうえで重要な参照点となった書籍の翻訳と評釈も刊行した（ジャン・ダスプルモン『信念体系としての国際法』、「訳者解説：鏡の間に生きる国際法律家――共約不可能な他者との会話に向けて」）。

これらの理論的検討に加えて、実践的な社会問題群にも本理論枠組を応用した。

- 2020 年から続く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関しては、「人間的生」を全般的に問い直す現象学的枠組を通じて、国際人権法における生命権 が、物理的な生命の喪失から、存在論的な人間的生のあり方へと転じていくべきだと論じた（論文：「感染症対策の生政治（Bios）に抗する「尊厳ある生への権利」― ―免疫（Immunitas）から共同体

（Communitas）へ」）。

- 出入国在留管理問題については、移民や難民に対して壁を構築するグローバルノース諸国の「信念体系」を暴露し、グローバルサウスの視点から移民や難民の人間的生それ自体から「脱学習」するための視点を示した（論文：「マクリーン判例を支える信念体系――コロナ後の出入国在留制度に向けた脱学習」）。
- 普遍的な機関である国際人権理事会の機能については、特別手続が多様な方法を編み出してきたことで、世界生活での具体的な経験に根ざした実践知（フロネーシス）を体現していると論じた（論文（公表予定）：「国連人権理事会の特別手続――生きられた経験を照らす至宝」）。
- 日本国憲法との関係では、すべての実践のための地盤である生活世界に国際人権法／憲法の言説を復帰させるため、自律的個人を中心として体系を構築する 主流の言説ではなく、そこから零れ落ちてきた他者を掬い上げる支流に光を当てた（公表予定：「世界人権宣言と日本国憲法――『身近で小さな場所』から始まる人権と責任」）。
- ロシア・ウクライナ危機に直面して、おもに西側諸国が提唱する「ルールに基づく国際秩序」国際法言説を後退的に分析しながら、それぞれの言説を支える信念を読み解き、その対立の構造を明らかにした（論文：訳者補遺 ロシア・ウクライナ危機における国際法言説――『ルールに基づく国際秩序』の擁護・批判・改革」）

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計11件（うち査読付論文　6件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>根岸陽太 | ４．巻<br>32 |
| ２．論文標題<br>感染症対策の生政治（Bios）に抗する「尊厳ある生への権利」――免疫（Immunitas）から共同体（Communitas）へ | ５．発行年<br>2021年 |
| ３．雑誌名<br>国際人権 | ６．最初と最後の頁<br>16，20 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>根岸陽太 | ４．巻<br>255 |
| ２．論文標題<br>外国人の出入国と慣習国際法――マクリーン事件（最高裁大法廷判決1978.10.4・民集32巻7号1223頁） | ５．発行年<br>2021年 |
| ３．雑誌名<br>国際法判例百選（第3版）（別冊ジュリスト） | ６．最初と最後の頁<br>98，99 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>根岸陽太 | ４．巻<br>495 |
| ２．論文標題<br>法文書の前文を読む－法の想像／創造 | ５．発行年<br>2021年 |
| ３．雑誌名<br>法学教室 | ６．最初と最後の頁<br>2，3 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>根岸陽太 | ４．巻<br>40 |
| ２．論文標題<br>国際法『学の危機と超越論的現象学』――事実学から人間的生へ向けられた学問へ | ５．発行年<br>2021年 |
| ３．雑誌名<br>世界法年報 | ６．最初と最後の頁<br>103，134 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>Yota Negishi | 4．巻<br>7 |
| 2．論文標題<br>The Theory and Phenomenology of Constitutional Dismemberment | 5．発行年<br>2020年 |
| 3．雑誌名<br>Revista de Investigacoes Constitucionais | 6．最初と最後の頁<br>813，827 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>10.5380/rinc.v7i3.73987 | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>Yota Negishi | 4．巻<br>7/2020 |
| 2．論文標題<br>Japan | 5．発行年<br>2020年 |
| 3．雑誌名<br>Bonavero Report : A Human Rights and Rule of Law Assessment of Legislative and Regulatory Responses to the COVID-19 Pandemic across 27 Jurisdictions | 6．最初と最後の頁<br>262，278 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>根岸陽太 | 4．巻<br>1 |
| 2．論文標題<br>権利制約事由の濫用禁止原則――政敵を排除する目的での拘禁と権利制約事由の濫用――メラビシュヴィリ判決――Merabishvili v. Georgia［GC］，28 November 2017 | 5．発行年<br>2020年 |
| 3．雑誌名<br>人権判例報 | 6．最初と最後の頁<br>45，52 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>小寺智史・根岸陽太・福島涼史 | 4．巻<br>92 |
| 2．論文標題<br>2020年学界回顧国際法 | 5．発行年<br>2020年 |
| 3．雑誌名<br>法律時報 | 6．最初と最後の頁<br>195，203 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>根岸陽太 | 4．巻<br>第118巻3号 |
| 2．論文標題<br>インターネット時代の域外証拠収集に関する国際法――公法／私法が交錯する最前線 | 5．発行年<br>2019年 |
| 3．雑誌名<br>国際法外交雑誌 | 6．最初と最後の頁<br>332-357 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>有 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>根岸陽太 | 4．巻<br>1531号 |
| 2．論文標題<br>判例解説:民間会社との雇用 契約と外交免除(東京地裁平 成30年 2 月28日判決) | 5．発行年<br>2019年 |
| 3．雑誌名<br>平成30年度 重要判例解説 | 6．最初と最後の頁<br>280-281 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>小寺智史・根岸陽太・福島涼史 | 4．巻<br>1145号 |
| 2．論文標題<br>2019年学界回顧 国際法 | 5．発行年<br>2019年 |
| 3．雑誌名<br>法律時報 | 6．最初と最後の頁<br>199-207 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

〔学会発表〕　計10件（うち招待講演　8件／うち国際学会　6件）

| |
|---|
| 1．発表者名<br>Yota Negishi |
| 2．発表標題<br>A Phenomenological Method of International Law: Intersubjectivity and Intercorporeality |
| 3．学会等名<br>Workshop on the Phenomenology of Law（招待講演）（国際学会） |
| 4．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>Yota Negishi |
| ２．発表標題<br>Jus Pro Homine, Animalis et Natura: Dignifying the Right to Life of Arctic Indigenous Peoples |
| ３．学会等名<br>14th Polar Law Symposium（招待講演）（国際学会） |
| ４．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>Yota Negishi |
| ２．発表標題<br>The Phenomenological Embodiment of International Lawyers: The Gaze at People Living ‘In This Corner of the Beautiful World’ |
| ３．学会等名<br>Workshop on Method, Methodology & Critique in International Law（招待講演）（国際学会） |
| ４．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>根岸陽太 |
| ２．発表標題<br>不可視の人権侵害を可視化する―「人権法意識」試論 |
| ３．学会等名<br>国際人権法学会第33回研究大会（招待講演） |
| ４．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>根岸陽太 |
| ２．発表標題<br>マクリーン事件判決を支える信念体系―比較国際人権法を通じた脱学習に向けて |
| ３．学会等名<br>在日本法律家協会『コロナ後の日本の外国人法制と政策――マクリーン判決の再検討を通じて』（招待講演） |
| ４．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>根岸陽太 |
| ２．発表標題<br>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策「日本モデル」の人権影響評価 |
| ３．学会等名<br>国際人権法学会オンライン・フォーラム「COVID-19と人権」（招待講演） |
| ４．発表年<br>2020年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>Yota Negishi |
| ２．発表標題<br>Japan Model for COVID-19 Response and Human Rights |
| ３．学会等名<br>K-J Joint Workshop  The comparative study of the caselaw of the ECtHR（招待講演）（国際学会） |
| ４．発表年<br>2021年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>Yota Negishi |
| ２．発表標題<br>Towards Phenomenology of Global Constitutionalism |
| ３．学会等名<br>Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives: Book Launch（国際学会） |
| ４．発表年<br>2019年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>Ayako Hatano, Yota Negishi and Hiromchi Matsuda |
| ２．発表標題<br>Japan |
| ３．学会等名<br>Meeting of Country Correspondents: Study on the Impact of the United Nations Human Rights Treaties on the Domestic Level（国際学会） |
| ４．発表年<br>2019年 |

| |
|---|
| １．発表者名<br>根岸陽太 |
| ２．発表標題<br>国際法『学の危機と超越論的現象学』―事実学から人 間的生へ向けられた学問へ |
| ３．学会等名<br>国際法基礎理論研究会（招待講演） |
| ４．発表年<br>2020年 |

〔図書〕　計6件

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>Yota Negishi | ４．発行年<br>2022年 |
| ２．出版社<br>Nomos | ５．総ページ数<br>252 |
| ３．書名<br>Conventionality Control of Domestic Law Constitutionalised International Adjudication and Internationalised Constitutional Adjudication | |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>根岸陽太 | ４．発行年<br>2020年 |
| ２．出版社<br>日本評論社 | ５．総ページ数<br>17 |
| ３．書名<br>慣習国際法と強行規範に関する国際法委員会「結論」――「国際立法」の公理（Axiom）と定理（Theorem）」寺谷広司編『国際法の現在――変転する現代世界で法の可能性を問い直す』 | |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>Yota Negishi | ４．発行年<br>2020年 |
| ２．出版社<br>Edward Elgar | ５．総ページ数<br>14 |
| ３．書名<br>‘The Proceduralization of Social Rights: Access to Information, Justice and Remedies’ in Christina Binder et al (eds.), Research Handbook on International Law and Social Rights | |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>Yota Negishi | 4．発行年<br>2020年 |
| 2．出版社<br>Edward Elgar | 5．総ページ数<br>24 |
| 3．書名<br>‘The Forgotten Principle of Fraternite: Re-interpreting the Last Three Articles of the Universal Declaration of Human Rights’ in Kasey McCall-Smith, Andrea Birdsall and Elisenda Casanas Adam (eds), Human Rights in Times of Transition | |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>Yota Negishi | 4．発行年<br>2020年 |
| 2．出版社<br>Brill | 5．総ページ数<br>25 |
| 3．書名<br>Yota Negishi, ‘Fraternite (De-) Naissante: Populist Potentialities of Human Rights’ Jure Vidmar (ed.), European Populism and Human Rights | |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>Hajime Yamamoto and Yota Negishi | 4．発行年<br>2019年 |
| 2．出版社<br>Cambridge University Press | 5．総ページ数<br>24 |
| 3．書名<br>'Japan' Fulvio M. Palombino (ed.), Duelling for Supremacy: International vs. National Fundamental Principles | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

6．研究組織

| | 氏名<br>（ローマ字氏名）<br>（研究者番号） | 所属研究機関・部局・職<br>（機関番号） | 備考 |
|---|---|---|---|

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---|---|